

令和4年度第2回浜松市行政区画等審議会

日時：令和4年6月23日（木）午後2時から
場所：浜松市役所 本館8階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

浜松市長からの諮問

「区の再編と再編後の区の名称について」

3 その他

4 閉 会

浜松市行政区画等審議会委員名簿

任期:令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

委嘱区分	氏名	備考
知識経験	○ 伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会 1期目
	澤井 勇一	日本郵便株式会社 浜松西郵便局 2期目
	◎ 鈴木 純哉	静岡県建築士会西部ブロック 1期目
	鈴木 美佐男	浜松市自治会連合会 1期目
	竹内 直美	とぴあ浜松農業協同組合女性部 1期目
	藤井 康幸	静岡文化芸術大学 2期目
	松下 ひとみ	浜松商工会議所女性会 1期目
関係機関	佐々木 美文	静岡地方法務局 浜松支局 1期目

※氏名：敬称略、委嘱区分・五十音順

※◎会長、○副会長

オブザーバー

氏名	備考
池ヶ谷 弘巳	静岡県経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当）
望月 久	常葉大学法学部法律学科 特任教授

○浜松市行政区画等審議会条例

平成17年6月1日

浜松市条例第42号

改正 平成20年3月21日浜松市条例第30号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

(設置)

第1条 市は、行政区画等に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 行政区画の変更等に関する事項
- (2) 町又は字の区域の変更等に関する事項
- (3) 住居表示の実施等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政区画等に関する重要な事項

(平20条例30・追加)

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例30・旧第2条繰下・一部改正、平31条例21・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平20条例30・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平20条例30・旧第4条繰下)

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平20条例30・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第26条(第1号に係る部分に限る。)の規定は同年10月15日から、第26条(第2号に係る部分に限る。)の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

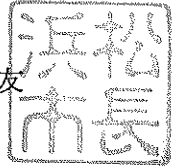
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

浜松市行政区画等審議会会長 様



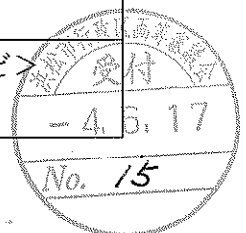
浜松市長 鈴木 康友



諮 問 書

浜松市行政区画等審議会条例第 2 条第 1 号の規定により、次のとおり意見を求めます。

件名	区の再編と再編後の区の名称について
目的・諮問理由	<p>今後直面する人口減少、少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるために、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会（以下、特別委員会）において、区の再編の協議を進めてきた。</p> <p>令和 4 年 5 月の特別委員会において区再編（案）が決定され、令和 5 年 2 月に区設置等条例の議決を得て、令和 6 年 1 月 1 日からの実施を予定していることから、区再編における区域及び再編後の区の名称について諮問する。</p>
経緯	<p><背景> 特別委員会等における経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 5 月 30 日 区再編の議論を再開 ・令和 2 年 2 月 14 日 行政区再編協議の行程（案）を承認 ・令和 2 年 9 月 28 日 市議会全員協議会で区再編は必要と決定 ・令和 3 年 2 月 26 日 たたき台 13 案の提示 ・令和 3 年 3 月 19 日 たたき台 6 案の決定 ・令和 3 年 8 月 31 日 天竜区を単独区とすることを決定 ・令和 3 年 12 月 7 日 区割り案の内定 ・令和 4 年 1～2 月 浜松市区再編（案）パブリック・コメントの実施 ・令和 4 年 5 月 13 日 区再編（案）決定 <p><課題又は検討した事項> 区割りとあわせ、再編後のサービス提供体制、住民自治のあり方について特別委員会と協議・検討を重ね、区自治会連合会・区協議会への意見聴取やパブリック・コメントも実施した。</p>
内容	<p>区再編における区域を別紙のとおりとすることについて、貴会の意見を求める。 また、当該意見に基づく再編後の区の名称についても、意見を求める。</p>
時期	<p><実施及び公表の時期・方法（議会、記者、市民）></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 6～10 月 区名募集等 令和 4 年 11～12 月 7 区協議会への諮問・答申 令和 5 年 2 月 区設置等条例議決 令和 6 年 1 月 1 日 新区へ移行
備考	<p><実施する上で関係する事項、実施したことにより生じる事項、本件の取扱いなど></p>



区の再編と再編後の区の名称について

浜松市を3区に区画することとし、各区の区域は、別表のとおりとする。

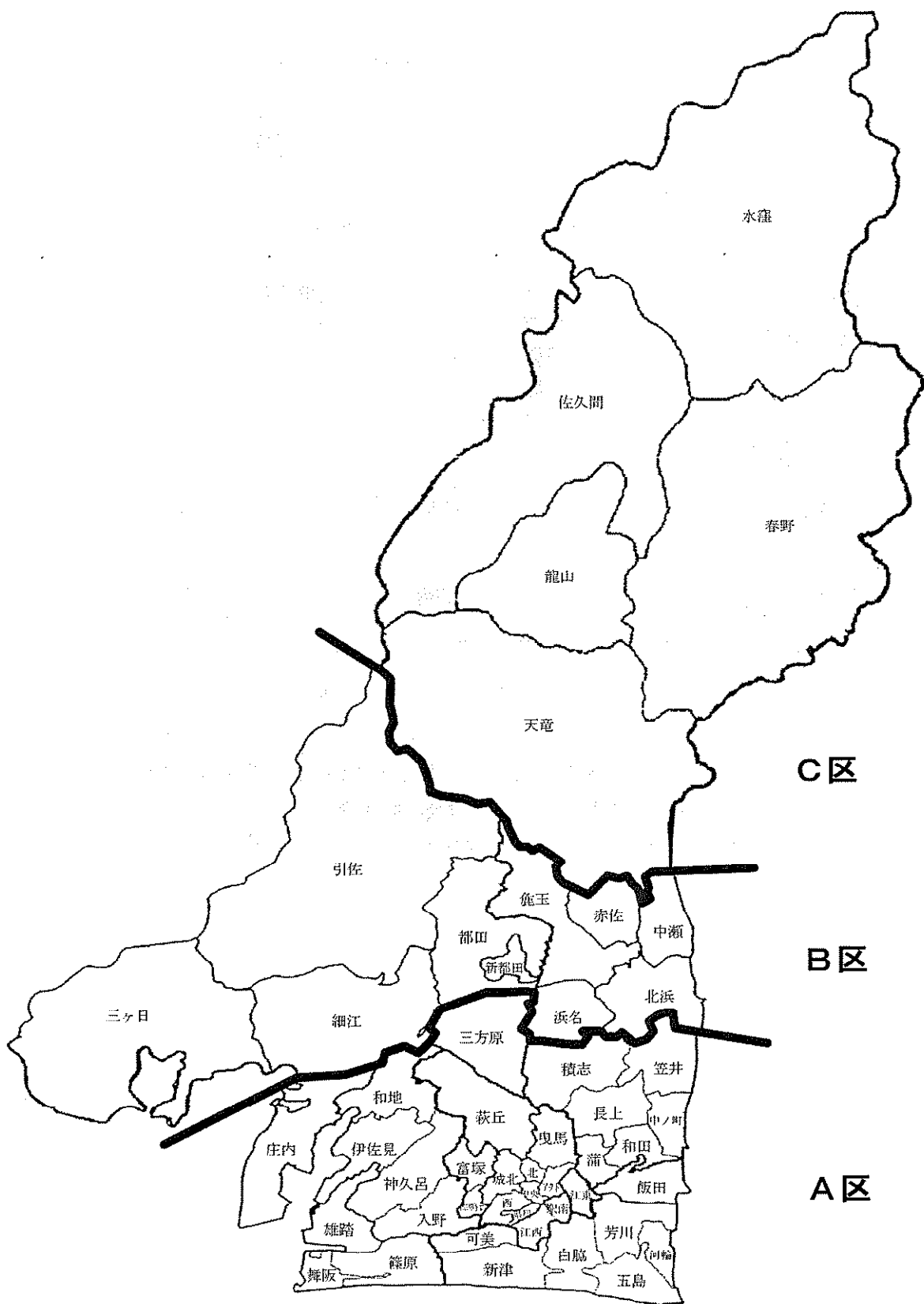
区の数	3区		
区割り (区名は仮称)	A区 ・中区 ・東区 ・西区 ・南区 ・北区(※)	B区 ・北区(※以外) ・浜北区	C区 ・天竜区
人口(人)	614,579	158,088	27,450
面積(km ²)	268.21	345.83	944.00

※：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

【出典】

人口：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和2年12月1日現在 住民基本台帳による）

面積：令和元年版浜松市統計書「土地・気象_町別面積、人口」（平成19年4月1日の都市計画基礎調査による地区別面積を合計し、小数点以下第3位を四捨五入）



別表

区 分	区 域
<p>A区 (仮称)</p>	<p>◆現在の中区の区域</p> <p>池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地までを除く。) 法枝町(1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目</p> <p>◆現在の東区の区域</p> <p>植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町</p>

区 分	区 域
A区 (仮称)	<p>豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目</p> <p>◆現在の西区の区域</p> <p>西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村楡町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖</p> <p>◆現在の南区の区域</p> <p>渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町(1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町(1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町</p> <p>◆現在の北区の区域</p> <p>初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 根洗町</p>

区 分	区 域
B区 (仮称)	<p>◆現在の北区の区域</p> <p>都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町氮賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐 町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒 渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐 町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日 町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町 津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪 鼻湖</p> <p>◆現在の浜北区の区域</p> <p>寺島 中条 横須賀 高畑 西美菌 東美菌 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小 林 善地 高菌 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染 地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 太平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬 二丁目 西中瀬三丁目</p>

区 分	区 域
C区 (仮称)	<p>◆現在の天竜区の区域</p> <p>二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿歳 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小 俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井 水窪 町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山 町瀬尻</p>